

## 時代は回帰するか

真鍋 能章、Manabe Yoshiaki、(京都支部)

### 1. 些細な利益

A. 外国為替の安定と貿易の自由を失った両大戦間期には、平和が些細な利益と見なされた。ポラニーは、政府は自国の主要な利益に抵触しないかぎりにおいてのみ、平和を求める、という（カール・ポラニー、野口建彦・栖原学訳『大転換』東洋経済新報社、2009 年、38 ページ）。第一次大戦前の金本位制は、金平価の上下に金現送点を持つ固定相場制であり、そこでは金融政策は制限されていた。これに対して、戦間期に現れた変動相場制では、為替の安定が犠牲にされたのだが、巨額の資本フローは問題を引き起こしていた。

B. 他方、資本取引が再び自由化された現在、最大の純債務国となったアメリカのドル価値は外国為替市場において半分以下に低下している。1944 年から始まるブレトン・ウッズ体制下、資本管理の維持は、戦後復興や完全雇用という他の目標を為替レートの安定に一致させた、とされた（バリー・アイケングリーン、高屋定美訳『グローバル資本と国際通貨システム』ミネルヴァ書房、1999 年、270~2 ページ）。1960 年代前半の、經常勘定における為替制限を撤廃する IMF8 条国移行を経て、1971 年の金・ドル交換性停止によって変動相場制が一般化する。この下では、為替相場を一定の変動幅に維持する必要はなくなり、資本取引は自由化された。なお、アメリカの貨幣価値については、固定相場制下の 1 ドル=360 円を基準に現在を 1 ドル=140~150 円として計算したものである。また、最大の純債権国日本とは異なる、純債務国アメリカの政府債務の持続可能性については、現状の低金利から説明されることによって、グローバルな信用残高の積み上がりなどは無視されている（バリー・アイケングリーン・他、岡崎哲二監訳、月谷真紀訳『国家の債務を擁護する』株式会社日経 BP・日本経済新聞社、336 ページ）。

### 2. 平価の切り下げ

C. 戦間期には、平価の切り下げは金本位制の放棄を意味した。戦間期に現れる金地金本位制（イギリス）や金為替本位制度における銀行券と金との引換の性格は、兌換は停止されたままのもので、対外関係の面だけに金売却をはじめたものであった（川合一郎『管理通貨と金融資本』、著作集第 6 巻、有斐閣、1982 年、179 ページ）。当時、金貨本位制を採っていたアメリカ、そのドル切り下げの効果についてテミンは、1933 年金価格の設定権を手にしてルーズベルトは民間の金輸出を禁止した、公的価値から解放されたドルは下落しはじめた、ポンドに対して 30~40 パーセントもその価値を下げた、という（ピーター・テミン『大恐慌の教訓』東洋経済新報社、128 ページ）。

D. 他方、経済が相対的に縮小する国でありながら、金・ドル交換性停止後もドルはなお支配的な地位を維持しており、対外的な支払いを自国通貨で行うという特権が派生している。エプシュタインは、FRB による政府債務ファイナンスの限度を、国際通貨ドルの圧倒的な地位の決定要因（政策信頼性、ドル需要維持、地位持続性、通貨圏存在）に帰着させるならば、ドルによる対外負債の決済、經常赤字の支払い、低利対外債務の拡大などの特権の派生がわかる、という（G.A. エプシュタイン、徳永潤二・内藤敦之・小倉将士郎訳『MMT は何が間違いなのか？』東洋経済新報社、2020 年、102 ページ、4-3）。ブレトン・ウッズ体制下、金ドル本位制と固定為替相場制度は、国際通貨体制の 2 つの柱であった。前者はドルを間に挟んだ金本位制とも呼ばれるものであり、この場合、基軸通貨とは金との交換性を有する通貨を意味していた。金為替本位制は、金本位制採用国の通貨を外貨準備として保有するものであるが、

第二次大戦後の金ドル本位制もまたこの一種であるとされる。トリフィンなどは、金為替であるポンドから金への乗り換えから生じた英国の金本位制離脱（1931年）を念頭に、各国の準備をドルで保有する戦後の金為替本位制を、ドル残高（対米短期債権）の海外での累積が崩壊させるのではないかと恐れたという（R.トリフィン、村野孝・小島清監訳『金とドルの危機』勁草書房、1961年、第七章。上川孝夫『国際金融史』日本経済評論社、2010年、255ページ）。だが金・ドル交換性停止後は、スティグリッツなどは、ドル対金の交換比率の維持能力への不安の代わりに、長期的には、外為準備通貨としてのドルの価値が失われるであろう、と指摘する（専門家委員会、森史朗訳『スティグリッツ国連報告』水山産業出版部、2011年、196ページ）。

### 3. 封鎖の影響

E. 大戦時に経験した封鎖は、戦間期には非交戦的な性格の経済強制にまで発展した（ニコラス・ミュルデル、三浦元博訳『経済兵器』株式会社日経BP、2023年、133ページ）。しかし、ミュルデルは、1930年代後半の侵略を方向づけるうえで、制裁が果たした役割は、十分には検証されてこなかった、という（ミュルデル前掲書、34ページ）。国際連盟による対イタリア制裁は、効果がなかったが、その制裁はイタリアの体制と、ナチス・ドイツおよび日本の自給自足目標と進路に影響を残した、と（ミュルデル前掲書、438ページ）。

F. 他方、政治が経済を手段として使いそれを武器化する現在、いま外国為替や貿易を犠牲にしても、力による現状変更を試みようとする者が登場する。経済の武器化は、WTOルールに基づき、経済的利益が守られるということが前提とならない時代における対処だ、という（鈴木一人「経済安全保障とは何か」、国際文化会館地経学研究所『経済安全保障とは何か』東京経済新報社、2024年、45ページ）。プーチンの戦争に伴う経済制裁は、外国為替の安定や貿易の自由を犠牲にしたが、ロシア経済は持ちこたえている。それでは中国は、

いうところの核心的利益のために、将来、平和を些細な利益と見なすことがあるだろうか。また、アメリカが犠牲にするものは、外国為替の安定などではなく、貿易の自由であろうか。

ポラニーの訳者は、保守の20年代に対比して、金本位制の最終的な崩壊は、革命の30年代を告げる合図であったという。ファシズム、社会主義、ニューディールへの転換である（カール・ポラニー前掲書、34ページ）。金・ドル交換性停止から半世紀が過ぎた現在、回帰しつつあるようにも見える時代に対し、日本人はどこまで身構えているだろうか。

## 安保三文書の危険性

植野妙実子、Mamiko UENO、(中央大学名誉教授)

### 1. はじめに

岸田政権は迷走だった、何をやりたいかわからなかったという評価がある。しかしはたしてそうか。2022 年 12 月 16 日の安保三文書の閣議決定は安倍政権の安保構想をさらに進める大きな「一里塚」と言えるのではないか。首相退陣表明後、岸田首相は 2024 年 9 月 2 日に自民党の憲法改正実現本部に出席し、憲法改正に向け議論を加速させるべきことを主張している。自民党は 2012 年に憲法改正草案を発表し、さらに 2018 年に 4 項目の改憲案をとりまとめている。今回はそこから「9 条への自衛隊明記」と「大規模災害などの緊急事態対応」に絞って憲法改正を実現させようとしている。こうした改憲にも大きな意味を与えるのが安保三文書である。安保三文書とは何で、その意図は何かを探っていきたい。

### 2. 安保三文書に至る経緯

2015 年 9 月、安保法制（戦争法ともいう）が成立した。これにより、政府は否定しているが、これまで日本では認められてこなかった集団的自衛権行使への道を開くものとして批判された。というのも、それまでの武力行使の三要件の一つが大きく変更され「わが国に対する武力攻撃が発生したこと、またはわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」となり、武力行使の機会が拡大したからである。これまでは、武力の行使が許容されるのは「我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られる」としてきた。他の二つの要件は「これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと」と「必要最小限度の実力を行使すること」であり、ほとんど変わらな

い。しかし、武力行使の前提条件が変わり、地理的範囲・対象も拡大することが考えられ、専守防衛からの転換を示唆している。パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器等の拡散の脅威によりわが国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容したことを理由にあげ、他国に対する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様によっては、我が国の存立を脅かすこともありうる、としている。但し「密接な関係にある他国」がアメリカだけを指すものではないであろうし、またどのような時が「わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」時なのかも定かではない。

さらに 2022 年 11 月 22 日に首相に渡された「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議報告書」では、防衛力の抜本的強化、縦割りを打破した総合的な防衛体制の強化、経済財政基盤の強化、を示している。その中でスタンド・オフ防衛能力、総合ミサイル防空能力などの必要性とともに、日本の反撃能力の保有と増強が抑止力の維持・向上のために不可欠であることも強調している。こうした報告書を踏まえて安保三文書の改訂に至っている。

### 3. 安保三文書の意味と問題点

安保三文書とは、国の安全保障・防衛政策の掘り所となる次の三つの文書である。一つは国家安全保障戦略（外交政策・防衛政策の基本方針）であり、安倍政権が 2013 年 12 月に初めて策定したものである。二つは国家防衛戦略（防衛大綱、防衛力整備の指針）であり、防衛計画の大綱は 1976 年以来 5 度にわたり改定されてきた。三つは防衛力整備計画（具体的な装備品の整備の規模・防衛費の総額を規定）であり、中期防衛力整

備計画は5年ごとに防衛予算の使い道を決めるものである。中でも国家安全保障戦略は「国家の安全保障政策を定める際の原点となるべき我が国の国益を示し、それを踏まえ、我が国に培われてきた安全保障に関する基本的な原則を示し、課題を示す。これらを踏まえて、安全保障上の目標を設定し、その目標を達成するための手段と方法、すなわち戦略的なアプローチを明らかにし、さらにその実施を支える我が国の様々な基盤を示す」としている（若干省略して紹介した）。この文書は大きな衝撃をもたらした。というのも国家安全保障戦略の「我が国が優先する戦略的なアプローチ」の中で、「既存のミサイル防衛網だけでは不完全、我が国から有効な反撃を相手に加える能力、すなわち反撃能力を保有する必要がある」ことが明記されたからである。反撃能力とは、スタンダード・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力をいい、反撃能力の保有により武力攻撃そのものを抑止、としている。また「2027年度において防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組と合わせ、そのための予算水準が現在の国内総生産（GDP）の2%に達するよう、所要の措置を講ずる」ことも明らかにしたからである。

#### 4. 批判の視点

このような文書の策定は、そもそも日本国憲法の永久平和主義に反するものである。日本国憲法前文第二段落は「日本国民は、恒久の平和を念願し」から始まり「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」としている。さらに「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と平和的生存権を認めている。そして日本国憲法第二章は「戦争の放棄」を定め、9条2項では戦力の不保持、交戦権の否認を定めている。こうした平和への祈念からは、日米安保条約も戦力としての自衛隊の保持も認められない。またこうした文書の策定は政府自身が示していた政府見解（保持できる自衛力は自衛のための必要最小限度、攻撃的兵器を保有することは許されない、海外派兵は憲法

上許されない）や基本政策（専守防衛、軍事大国とならないこと、非核三原則、文民統制の確保）にも反することになる。大きな転換となるにもかかわらず、この決定を閣議決定として、国会で議論を深めていない。さらに第一に、これまでGDP比1%の防衛力としていたところから、防衛力の抜本的強化を図るためにGDP比2%の防衛力へとなることである。5年間で現行の1.5倍増の43兆円以上になると見込まれている。その必要性はあるのか、財源はどこから捻出するのか、疑問となる。抜本的強化の具体的な中身もみえない。第二に、反撃能力と称する敵基地攻撃能力を容認する正当性はあるのか、ということである。反撃能力は、相手のどのような行動に対して、いつ発動するのか、反撃の対象と範囲はどのように決まるのか、疑問となる。相手の想定外から発射できるスタンダード・オフ・ミサイルの導入だけが予算化され、運用は曖昧なおそれがある。なし崩しの専守防衛逸脱へと繋がるものである。防衛装備移転三原則と運用指針も2023年12月に一部改正されている。しかも例えば、これに沿った形で日豪両政府は9月5日外務・防衛担当閣僚会合（2プラス2）で日本の反撃能力をめぐり、両国間の協力深化を確認している。米国との協力も含め共同の抑止力を構築、安保協力の強化を確認している（朝日新聞2024年9月6日朝刊）。

このように具体的な議論を国内で尽くさないまま、違憲な政策を進めているのである。こうした政策の実施は実際には国民に跳ね返る。防衛費の負担、基地の拡大・整備、果ては徴兵制へともいきかねない。一度戦争が始まれば破壊と殺戮が繰り返され、終わりがみえない。いかに侵攻や侵略、戦争を始ませないかが重要な事柄である。平和憲法の理念に立ち返るべきである。

#### 参考文献

『防衛白書 2015・平成27年版』防衛省・自衛隊。  
『防衛白書・令和6年版』防衛省・自衛隊。  
植野妙実子『基本に学ぶ憲法』日本評論社 2019年 25-47頁。  
安保三文書に関しては防衛省・自衛隊のHP参照。

## 戦争をなくし平和な世界を目指して考えること

中野 貞彦、Nakano Sadahiko、(東京支部武蔵野通研分会)

### 1. はじめに

いまロシアのウクライナ侵略戦争とイスラエルのジェノサイド・ガザ攻撃が激しさを増し、また日本の戦争勢力は専守防衛を捨てて敵基地攻撃能力を保有する大軍拡を進めている。しかし、世界でも日本でも圧倒的な人々は、戦争を止めさせ平和に暮らせる社会を望み、声をあげている。改めて戦争とは、平和とは、を考える。模索にあたっては、個人の尊厳をうたう日本国憲法十三条と九条を基本にする。また「攻められたらどうする？」という疑問についても考える。

### 2. すべての人は平等であり個人として尊重される、それは平和の基礎である

1776 年アメリカ独立宣言<sup>(1)</sup>は、「われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、そのなかに生命、自由および幸福の追求の含まれることを信ずる」と宣言した。しかし、「すべての人」は道具としての奴隷、女性、先住民は含まない。1946 年日本国憲法は、その後の「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果である」「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」(第 11 条)であり、「すべて国民<sup>(2)</sup>は、個人として尊重される」(第 13 条)と宣言した。「すべての人は平等」でありそこから基本的人権が生まれる。そして 1948 年世界人権宣言は「人類社会のすべての構成員の、固有の尊厳と平等にして譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由と正義と平和との基礎である」(前文冒頭)<sup>(3)</sup>と宣言した。日本国憲法(前文)も「全世界の国民」が「平和のうちに生存する権利を有する」とうたっている。

筆者の体験として、「どんな状態の人とも自分と同じ(個人として尊重される)人間」として接することの大切さ<sup>(4)</sup>を学んだ。「あの人は〇〇だから…」と思った時には「自分はそうではない」という無意識が働き、差別・偏見・ヘイトに繋がる。それは自覚によって正すことができるし教育が要になる。どの国・民族の人であ

れ、個人として尊重される人々の生命をミサイルによって奪ってはならない。自分自身の生命がミサイルによって奪われてはならないのと同じだからである。ここに平和の基礎がある。

### 3. 戦争とは、

戦争は殺戮と破壊である。カントは、「殺したり、殺されたりするための用に人をあてるのは、人間を単なる機械あるいは道具として他人(国家)の手にゆだねることであって、人格にもとづく人間性の権利と一致しない」<sup>(5)</sup>と述べている。兵士だけでなく家族や、相手国や自国のすべての市民の生命・尊厳・基本的人権は、国家によって犠牲にされ蹂躪される。戦争が終わっても犠牲・被害・苦しみは続く。

ジョゼ・ジョルジュ・レトリアは「戦争は、憎しみ、野心、恨みを糧とする」<sup>(6)</sup>と語る。国家は軍備拡大とともに国民監視を強め言論・学問の自由を奪い、相手国への憎しみや恨みや恐怖、排外主義を植え付け平和の基礎を掘り崩していく。

オーストラリア人の歴史学者ビッカートンは「戦争とは、支配エリートが、自らの覇権を他の集団や国に対して認めさせ、また自国民に対する統制を強化するための残虐で容赦ない軍事力の行使である」<sup>(7)</sup>としたうえで、200 年間の戦争の四半世紀後を研究し、「戦争がもたらした恩恵といわれるものが少しずつ失われ、勝者と敗者の区別がほとんどつかなくなったとき」「なぜ、そもそもその戦争は開始されなければならなかったのか」「死と破壊をもたらす以外に…達成したものはほとんどなかったように見える」<sup>(8)</sup>という認識を導いた。このことは、多大の生命を犠牲にする戦争以外の方法があることを示唆している。エラスムスは、「いくら高い代価を払っても平和を買った方が安くつく」<sup>(9)</sup>「諸都市が恒久平和に恵まれて繁栄する時、はじめて己も繁栄するもの」<sup>(10)</sup>、と 1517 年に指摘している。

### 4. 平和とは、

カントは「平和というのは、すべての敵意が終わった

状態をさしている」<sup>(11)</sup>「隣り合った人々が平和に暮らしているのは、人間にとってじつは『自然な状態』ではない。戦争状態、つまり敵意がむき出しというのではないが、いつも敵意で脅かされているのが『自然な状態』である。だからこそ平和状態を根づかせなくてはならない」<sup>(12)</sup>「永遠平和は空虚な理念ではなく、われわれに課せられた使命である」<sup>(13)</sup>と指摘する。ここに、すべての人は平等であり尊厳をもった個人として尊重される状態、平和の状態は「国民の不断的努力によってこれを保持しなければならない」(日本国憲法十二条)所以がある。ここで筆者は、連帯の源になる人間の持つ共感の力と人間性を強調したい。

カントの「常備軍はいずれ、いっさい廃止されるべきである」<sup>(14)</sup>は日本国憲法「九条の基本理念になった」<sup>(15)</sup>。品川正治は「改憲」を許さないことにより「日本国民は今、世界史の将来をになっているのです。日本国民の肩にかかっているのです」「世界史で日本がこういう立場に立つのはおそらく初めてです」と感慨を込め語った<sup>(16)</sup>。

## 5. ジェノサイド・侵略戦争を止めるために

イスラエルは、パレスチナ人の国家を自国と同じに認めない限り、国際社会における自国の存立基盤を失う<sup>(17)</sup>。共存こそ和平への道であり、国連のいくつもの決議<sup>(18)</sup>をはじめイスラエル国民を含む世界の圧倒的な声をいっそう大きくして、ジェノサイドを阻止する国際法に基づく道に展望をもつ。

ロシアのウクライナ侵略戦争は、国連憲章と国際法に基づく解決、排他的でなく包摂的關係の下でこそ戦争を終わらせ将来の信頼を築くことができる。いま国連改革の機運が高まっている<sup>(19)</sup>。

## 6. 攻められたらどうする？

この声になびいて、敵基地攻撃能力を含む大軍拡に賛意を示す人もいる。しかしそれは、戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認の九条をないがしろにするものである。平和の基礎を築く道を求めることが先決であり、九条は平和外交に徹することを要求している<sup>(20)</sup>。危惧されるのは、アメリカが戦争に乗り出して日本に戦火が及ぶ場合であり、そのような事態を起こさせないよう敵基地攻撃能力保有の大軍拡に反対し阻止する運動がいま求められている。仮りに「緊急不正の

主権侵害」がある場合には、無抵抗ではなく日本と日本国民の生命と尊厳を守る為に個別的自衛権を行使することは自然権として当然である<sup>(21)</sup>。

## 7. おわりに

ガザのジェノサイド・ウクライナ侵略戦争止めろと声をあげ、核兵器廃絶<sup>(22)</sup>、大軍拡反対、地球危機対策、ジェンダー平等、差別反対・撤廃、原発ゼロ・生活・賃金要求などはすべて人としての尊厳希求を根底にした草の根の運動・闘いであり、平和の基礎<sup>(23)</sup>を築いている。筆者は人間の理性に信頼を寄せ「戦争のない世界」への人類の進歩を展望する。

## 引用文献

(1)『人権宣言集』岩波文庫、1957、p.114。(2)GHQ 案は「一切ノ日本人ハ其ノ人類タルコトニ依リ個人トシテ尊重セラルベシ」となっており地球上のすべての人に当てはまる。青木高夫『日本国憲法はどう生まれたか?』Discover、2013、p.252。(3)文献(1)、p.401。(4)西加奈子が同じことを述べている。「人間に、それがどんな状態であれ、同じ人間として接する、という意志がバンクーバーには通底している」『街角で腕に針をさしている人に挨拶されても、皆普通のこととして返事をする。…子供達にもそういう教育がなされている』『くもをさがす』河出書房新社、2023、pp.109。(5)池内紀訳『永遠平和のために カント』集英社、2015、p.19。(6)ジョゼ・ジョルジュ・レトリア文、アンドレ・レトリア絵、木下真穂訳『戦争は、』岩波書店、2024、ジョゼ・ジョルジュはオランダのチューリップ革命(1974年)で大きな役割を果たす。(7)イアン・J・ピットカートン、高田馨里訳『勝者なき戦争 世界戦争の二〇〇年』大月書店、2015、p.49。カントは「戦争それ自体は、とりたてて特殊な動因を必要としない。名譽心に鼓舞されて戦争は起きる」(5)p.28と指摘。(8)同 p.44。(9)デン德里ウス・エラスムス、箕輪三郎訳『平和の訴え』(1517)岩波文庫、1961、p.74。(10)同 p.69。(11)文献(5)、p.8。(12)同 p.32。(13)同 p.49。(14)同 p.12。(15)同 p.114。池内紀は「カントのこの小さな本は、長い歳月を経て国際連合を生み出すこととなり」とも指摘。(16)品川正治「21世紀平和のシナリオ—経済界から見た憲法9条—」『PRIME』No.27 特集世界の中の憲法9条、明治学院大学国際平和研究所、2008、p.51。(17)カントは第1章6で「…戦争中に将来の和平にあたって相互の信頼を不可能にするようなことをしてはならない。殺し屋を雇ったり…」(5)p.59と強く警告。(18)2023.10.27 国連総会は人道的休戦を求める決議を 121 カ国の賛成で採択。2024.9.18 国連総会特別会合はイスラエルによるパレスチナ占領政策を 1 年以内に終わらせるよう求める決議を 124 カ国の賛成で採択。(19)国連総会(2024.9.25)で常任理事国の拡大や拒否権の制限など安保理改革を求める意見が相次いだ。https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240925/k10014591681000.html (20)芦部信喜は「平和構想を提示したり(中略)そういう積極的な行動をとることの中に日本国民の平和と安全の保障がある、という確信を基礎にしている」(高橋和之補訂『憲法第四版』岩波書店、2007、p.56)と強調。(21)木村公一は日本国憲法が「想定していない平和」4 つの中に「武装による平和」「無抵抗主義による平和」をあげ、「想定している平和」として「信頼に基づく平和」など 5 つをあげる(『非暴力による平和構造 ウクライナ侵略と日本国憲法』カイトブックス 8、2023、pp.74-84)。日本共産党は憲法 9 条が「世界的にも先駆的意義をもつ」ことを強調し、政治過程として主権回復後の国民の経験・賛意の下に自衛隊の段階的解消を目指し、自衛隊が存在する下での民主的政権では党としての「自衛隊=違憲」の立場ではなく「自衛隊=合憲」の政府の憲法判断に従い、緊急不正の主権侵害には国民の安全のために自衛隊を活用する、と「憲法 9 条は無抵抗主義ではない」ことを強調している(志位和夫『ウクライナ侵略と日本共産党の安全保障論』日本共産党中央委員会出版局、2022.5 など参照)。カントの「国民が期間を定め、自発的に武器をもって訓練し、みずから、また祖国を他国からの攻撃にそなえることは、常備軍の廃止とはべつのことである」(5)p.25)との指摘は自衛権を含意。(22)核兵器禁止条約が 2017.7.7 国連総会で採択、2021.1.22 発効、2024.1.15 現在締約国 70 カ国。(23)中本晶子『平和の種が見つかる絵本 55』高文研、2023、に啓発された。

## 食料確保こそ最大の安全保障

藤原 宏志、Fujiwara Hiroshi・木下 統、Kinoshita Osamu、(宮崎支部)

### 1. はじめに

「今だけ、金だけ、自分だけ」といわれる新自由主義経済の結果が裏金問題を引き起こし、本来なら真摯な検討を必要とする「新食料・農業・農村基本法」は、ほとんど国会審議もしないまま通された。「今」の日本は飽食と呼ばれるほど食の心配がない時代と言われている。しかし本当にそうなのだろうか？

生物活動のエネルギー源は植物による光合成である。ここでは、穀類自給率を試算することで、食料安全保障について考えたい。

### 2. 食料需給について

#### (1) 食料生産の基礎：植物の光合成作用

総ての食料（餌）は次式の通り植物の持つ光合成作用に依存している。

光合成（炭酸同化作用）： $6\text{H}_2\text{O} + 6\text{CO}_2 + \text{光}$   
 $(670\text{cal}) \Rightarrow \text{C}_6\text{H}_{12}\text{O}_6 + 6\text{O}_2$

確かに人間は作物（植物）を栽培している。しかし、生物学的に見れば人間は植物が光合成した炭水化物を食料として獲得するため、植物（作物）の光合成活動を栽培という形でサポートしているにすぎない。これが農業の本質であり、また限界でもある。穀類は主要な食料であり、その自給率は食料自給率に近似するはずである。

#### (2) 食料（餌）の獲得は動物の基本活動

動物が生存し、種の維持を継続するためにもっとも必要な行為は摂食活動である。動物にとって餌の欠乏は死を意味する。しかも餌はその動物個体の行動範囲でしか獲得できない。

#### (3) 食料・農業・農村基本法の改訂が意味するもの

1961年に制定され数次の改訂を経て現在に至っているが、もともと同法は安定的な食料需給の達成を主要な課題としていた。日本政府は「新食

料・農業・農村基本法」で、従来目標としてきた食料自給率向上の看板を降ろし、「国民一人一人がこれを入手できる状態」を目指すとしている。食料自給率の代わりにの目標としては意味不明だと思うのは筆者達だけだろうか？

### 3. 日本における食料需給構造の異常性（農水省公表：食料需給表の検討）

#### (1) 穀類の輸出入状況

農水省・食料需給表には穀類の輸出入が示されている（表1）。輸入先はアメリカ、ブラジルが多く、両国で約90%を占める。コウリヤンも飼料穀物として輸入されているが量的には少ない。

表 1. 穀類の輸出入(千 t)

国内生産量	輸入量	輸出量	飼料用 (輸入量の内数)
9,340	23,641	89	14,732

#### (2) 肉類の生産と輸入

畜種はウシ、ブタ、ニワトリの三種で、国内生産量と輸入量（需要量）の合計は664.6万tである（表2）。日本の主食であるコメの需要量に近い量であり、その約半分が輸入肉である。輸出は高級牛肉が主であり全体で1.6万tと少ない。

表 2. 肉類の生産と輸入(千 t)

肉類	国内生産量	輸入量	輸出量	合計
ウシ	497	804	11	
ブタ	1,287	1,407	2	
ニワトリ	1,681	937	3	
総量	3,473	3,191	16	6,648

輸入先は畜種により異なるが、主にアメリカ、オーストラリア、ブラジルなどである。

ここで問題になるのは肉類輸入量319万tの取り扱いである。農水省の統計では輸入肉の飼養に要した飼料量は問題にされていない。食料自給を考える場合、輸入肉の飼養に要する穀類飼料の量は大きな問題になる。

#### (4) 国内生産肉類量と穀類飼料量の関係

国内生産にともなう穀類飼料量は前項の数値から下記のように算出できる。

国内飼養飼料量2407万t÷国内生産肉総量347.3万t=6.93・・・α

この数値6.93を穀類換算係数αと呼ぶことにする。この係数αは、国産肉1kgを生産するのに要した配合・混合飼料量が6.93kgであることを示している。

#### (5) 輸入肉類における穀類飼料量の推定

輸入肉類量を自給・生産するとすれば日本のデータを適用することができる。そこで輸入肉量に対応する飼料量を穀類換算係数αから、次式により算出することにした。

輸入肉量319.1万t×穀類換算係数6.93=2211.3万t

国内で消費（需要）された肉類の飼養に必要な穀類飼料量は下記のように算出される。

国産肉飼養穀類量2407万t+輸入肉飼養穀類量2211.3万t≒4618万t

#### (6) 穀類自給率の算出

総必要穀類量は、飼料用輸入穀類4618万t+加工用輸入穀類453万t+国内生産穀類934万t=6005万tと推算される。

上記計算結果から日本の年間一人あたり穀類消費量は484.3kgとなる。また、穀類自給率の算出は次の通りである。

穀類自給率=国内生産量934万t÷消費穀類総量6005万t=0.1555

以上の計算から穀類自給率は15.55%と推量された。

## 4. 将来の食料確保に向けて

### (1) 農水省・食料自給率の問題点

農水省の公表・食料自給率は38%である。エネルギー食料は穀類であり、食料自給率は穀類自給

率と強い相関関係を持っている。最近発刊された複数の書籍でも農水省公表の食料自給率38%に疑問が投げかけられている。農水省データを検証した結果、国内へ輸入された肉類（消費肉量の約47%）の飼養に要する穀類が全く考慮されていないことが分かった。本稿では穀類換算係数αを求めることにより、輸入肉量に相当する肉量を国内で生産した場合の穀類量換算を試みた。その結果が穀類自給率15.55%である（この数値には計算過程で行った端数処理により若干の差異がある）。

### (2) 食料危機の到来

日本における2022年度穀類総生産量は934万tである。それに対して国内で消費された穀類総消費量は6005万tであり、国民一人あたり消費量484.3kg/年となる。世界の一人あたり穀類消費量は平均350kg/年である。世界平均より約130kg以上多いことが分かる。世界に飢えている人がいる中、何時までも「飽食」状態を続けることは許されないだろう。

### (3) 食文化・食生活の見直し

日本では近世・江戸期まで家畜類の肉食ではなく、動物性タンパク質は魚肉に依存していた。家畜類肉食は洋食の普及にともない増加し、1970年代以降増加傾向を急加速してきた。その結果、年間一人あたり肉類消費53.6kgを超える現状をもたらした。

### (4) 食料自給への道

日本列島は平野部こそ少ないが穀類生産に必要な水に恵まれている。食料自給を果たすには厳しい状況ではあるが、世界の食料供給見通しを考えると、自給の道を切り拓く以外方途はないであろう。

## 引用文献

農林水産省：令和4年度食料需給表（2023年8月）。

農林水産省：畜産・酪農をめぐる情勢（2024年7月）。

## 宮崎支部における平和問題での最近の学習活動

木下 統、Kinoshita Osamu、(宮崎支部)

### 1. はじめに

宮崎支部では「憲法と平和を考えるつどい」等の平和問題に関する学習活動を継続的に行っている。これらの活動は、宮崎地域での平和問題に関する世論の形成に、一定の役割を果たしてきたものと考えられる。ここでは、ここ数年の開催状況を紹介します、今後は展望する。

### 2. 憲法と平和を考えるつどいの開催状況

「つどい」の第1回は1981年5月に開催された。当時は中曽根内閣の下で改憲論議や徴兵制復活の動きがあったため、これに反対し、平和と民主主義を求める学習の場として始まったものである。以来、40年以上にわたって継続開催され、今年の5月3日で第94回となった。年2回、開催日は2月11日と5月3日を基本にしている。

主催は日本科学者会議宮崎支部と宮崎民主法律家協会である。その他の諸団体とも協力しながら開催してきているが、近年は3団体に協賛してもらい、協力の幅を広げている。協賛は、宮崎県労連や民主団体から構成される憲法と平和を守る宮崎県連絡会、他に、みやざき九条の会、安全保障関連法の廃止・立憲主義の回復を求める市民連合みやざきである。協賛団体には主に情宣活動を担ってもらっている。

「つどい」の最近の開催状況を表1に示す。テーマは、憲法と平和に関することを中心として、その時々々の社会情勢を見ながら設定している。5月3日は憲法記念日にちなんで、憲法そのものを取り上げることが多い。一方、2月11日は建国記念の日に合わせて、天皇制の問題をはじめ様々な問題を取り上げてきた。ただ最近では、政府による戦争ができる国づくりが進んでいることもあり、憲法九条改憲と平和に関する問題が多くなっている。講師は、大学教員が多いが、テーマによって

は弁護士やジャーナリストなどを招いている。

### 3. 「つどい」の多様なテーマ

この間の内容を振り返っておく。2019年2月11日の第85回では、憲法とは何かを示した絵本を使って憲法の基本をあらためて学んだ。第86回は、市民と野党の共闘が進む情勢の中で、その意義を考えた。第87回は、自民党改憲案の内容・問題点とそれに対抗する理論・運動論を学んだ。

2020年5月3日は対面での開催準備を進めていたが、コロナ禍のため中止とした。続く2021年2月11日も対面での開催準備を進めたが、やはりコロナの影響で、急遽、宮崎支部例会の形に切り替えてオンラインで開催した。ここでは「いま九州・沖縄から“安全保障”を考える — 真にいのちとくらしを守る社会をつくるために —」と題して安全保障について考えた。

2021年5月3日の第88回からは、開催形式をオンラインに切り替えた。ここでは、菅政権下で推し進められる改憲の危険性を考えた。第89回は、総選挙後の政治状況を憲法秩序と権威主義化という視点から考えた。第90回は、“中国脅威論”が大きく取り上げられる中、憲法9条を活かして「抑止力」論をどう乗り越えるかを学んだ。第91回では、いわゆる「安倍国葬」の問題を歴史学の視点から考えた。

2023年5月3日の第92回からは、ようやく対面形式に戻して開催できるようになった。ここでは前年に出されたいわゆる安保3文書が示す「安保戦略」と日本国憲法について考えた。第93回は、軍事力の強化が進む情勢を受けて、安全保障と民主主義の質について考えた。そして、2024年5月3日の第94回では、21世紀の平和理論と日本国憲法の果たす役割について学んだ。

#### 4. オンライン開催の欠点

先に述べた通り、この間、コロナ禍により、中止もしくはオンラインでの開催を余儀なくされた。従来から、この「つどい」の参加者は高齢者が多かったため、オンライン開催することにより、技術的に対応できず参加できない人が増えた。そこで主催者間で対面開催の意義をあらためて確認し、2023年5月3日に対面開催を再開することとなった。再開してからは、徐々に参加者数が回復してきている。オンライン開催することにより、参加できるようになる人も少なからずいると思われるので、ハイブリッド開催も検討する必要があるかもしれないが、現状では主催者の力不足もあり、そこまでは対応できずにいる。

#### 5. メディアに取り上げられることの意義

集会の学習の場としての成否と参加者数には大きな関係があるだろうが、開催後にメディアに取り上げられるかどうかは、運動としての成否に関わる重要な点であろう。地方では幸いにも小さな集会であっても地元メディアが取り上げてくれる。この「つどい」も、回によって取り上げ方に差は

あるが、毎回、何らかのメディアが取り上げた。

とりわけ地元紙である宮崎日日新聞はシェアが大きく、その県民世論に与える影響は大きい。発行部数約20万部、宮崎県内での市場占有率は約71%（2019年4月現在）と大きく、宮崎県の推計人口1,031,162人、世帯数474,910世帯（2024年9月現在）と比べても、その重要性が確認できる。

コロナ禍でオンライン開催する際も、報道各社への開催案内は欠かさず行ってきたが、なかなか取材に来てもらうことができなかった。県内世論への波及効果を考えると、これはオンライン開催の欠点だと言えるだろう。

#### 6. まとめ

以上のように「つどい」では、憲法と平和に関する多様なテーマが取り上げられ、学習の場としての意義が深いとともに、県民世論に影響を与える運動としての意義も大きいと言える。今後も当面は平和の問題を中心に企画を行っていくことになるだろう。これからも「つどい」の持つ意義に確信を持って、開催を続けていきたい。

表1. 憲法と平和を考えるつどいの最近の開催状況

回	開催日	題目	講師	形式	参加	報道
85	2019年2月11日	憲法の話「檻の中のライオン」 in 宮崎	椋 大樹	対面	120	宮日
86	2019年5月3日	市民と野党の共闘が未来をひらく 一憲法の生きる市民社会への展望	富田 宏治	対面	140	宮日
87	2020年2月11日	安倍首相・自民党改憲案の内容・問題点と対抗する理論・運動論	清水 雅彦	対面	90	宮日
88	2021年5月3日	菅政権下の憲法問題を考える	愛敬 浩二	OL	65	—
89	2022年2月11日	日本の憲法秩序と権威主義化 一総選挙後の政治状況を考える	五野井 郁夫	OL	70	—
90	2022年5月3日	“中国脅威論”と憲法9条の活かし方 一『抑止力』論をどう乗り越えるか	布施 祐仁	OL	70	—
91	2023年2月11日	歴史学から「安倍国葬」問題を考える	宮間 純一	OL	50	—
92	2023年5月3日	「安保戦略」と日本国憲法	城野 一憲	対面	80	宮日, 毎日, UMK
93	2024年2月11日	安全保障と民主主義の質 一私たちはその決意をしたのだろうか	志田 陽子	対面	70	宮日, 赤旗
94	2024年5月3日	21世紀の平和理論と日本国憲法	金子 勝	対面	130	宮日, MRT, UMK

※「OL」はオンライン開催を示す。

## 地球上から戦争を廃絶するために—21 世紀の永久平和論

金子 勝、Kaneko Masaru、(東京支部)

### はじめに

1. 地球上から戦争をなくすことは、人類の理想であり、人類は、そのための取組を続けている。
2. 私達の目の前に、21 世紀の戦争の特色を示す二つの戦争が存在している。この戦争を分析して、地球上から戦争をなくすための課題を追究したい。

### I. 戦争の分析

1. 私達の目の前にある 21 世紀の戦争の特色を示す二つの戦争とは、1 つは、2022 年 2 月 24 日開始のロシア連邦が仕掛けた「ウクライナ侵略戦争」であり、いま 1 つは、2023 年 10 月 7 日開始のハマスが仕掛けた「ハマス・イスラエル・ガザ戦争」である。

日本国も、アメリカと「グローバル・パートナーシップ」を構築して (2024 年 4 月 10 日発表の「日米首脳共同声明」)、「日米核同盟」に基づいて、21 世紀の特色を示す戦争を始めようと準備をしている。

2. 21 世紀の戦争の特色とは、第一に、どの戦争も、人類を滅亡させる「核戦争」につながる戦争となるという特色である。第二に、どの戦争も「自衛戦争」を理由にして行われる戦争となるという特色である。第三に、「国家対国家」の戦争だけでなく、「国家対非国家主体」の戦争が生まれたという特色である。

3. その根拠を示せば、第一について、ロシア連邦のウラジミール・プーチン大統領は、「ウクライナ侵略戦争」を始めるに当たっての 2022 年 10 月 24 日の「緊急演説」で、「ロシアは核保有国の 1 つだ。最新鋭兵器もある。われわれに攻撃を加えれば不幸な結果となるのは明らかだ<sup>①</sup>」と核兵器使用の恫喝を行った。また、プーチン大統領は、2024 年 9 月 25 日、「核抑止力の国家政策指針」の改定に言及し、「核兵器保有国の支援を受ける非核保有国からの攻撃には、核兵器で反撃できる

<sup>②</sup>」との見解を明らかにした。なお、イスラエルも核兵器保有国である。

第二について、「ウクライナ侵略戦争」では、プーチン大統領は、先の 2022 年 2 月 24 日の「緊急演説」で、ウクライナ領内にプーチン大統領政権が作った傀儡国である「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」(2022 年 2 月 21 日独立承認)が「ロシアに支援を求めた」から、「国際連合憲章第七章五一条(自衛権)に従い、ロシア議会によって批准(2022 年 2 月 22 日—引用者)された二つの「人民共和国」との「友好協力相互援助条約」を履行し、私は軍の特殊作戦を実施することを決定した<sup>③</sup>」と述べている。また、プーチン大統領は、2022 年 5 月 9 日の「対独戦勝記念日の演説」で、「ウクライナの政権は、核兵器取得の可能性を発表し、NATO は、ロシアに隣接する領土で積極的に軍事活動を始めた。(ウクライナに) NATO 諸国から最新兵器が定期的に供与され、危険は日々拡大した。ロシアがその侵略に専制的な反撃を与えたのは、やむを得ず、タイムリーで唯一の正しい決定だった<sup>④</sup>」と述べている。

次に、「ハマス・イスラエル・ガザ戦争」では、南アフリカ共和国が、2023 年 12 月 29 日に、国際司法裁判所に、イスラエルのパレスチナ自治区ガザへの侵攻がジェノサイド(集団殺害)に当たるとして、イスラエルに侵攻の即時停止を求めた裁判の口頭弁論で、イスラエルは、2024 年 1 月 12 日、「イスラエルの行為は自衛権に基づく<sup>⑤</sup>」と主張した。

また、ハマスも、2024 年 1 月 21 日、2023 年 10 月 7 日のイスラエル攻撃に関する報告書を公開し、「イスラエルの占領を一掃し、パレスチナ人の権利を取り戻すための『防衛行為』だった<sup>⑥</sup>」と主張している。

第三について、ハマスはパレスチナ自治政府主流派と対立するイスラム教スンニ派の武装組織（非国家主体の一形態）であり、「ガザ戦争」は、「国家対非国家主体」の戦争の一形態である。

4. 「ウクライナ侵略戦争」の新展開が起り、ウクライナの軍隊が、2024年8月6日早朝、ロシア南西部クルクス州に越境攻撃を開始。占領地を拡大しつつある。

ウクライナのウォロディミル・ゼレンスキー大統領は、2024年8月19日、この越境攻撃を、「防衛行動<sup>⑦</sup>」と表現した。

5. 「ハマス・イスラエル・ガザ戦争」の新展開が起り、イスラエル軍は、2024年6月23日、ハマスと連携するイスラム教シーア派組織ヒズボラの拠点となるレバノン共和国に空爆を行い、ヒズボラの司令官（イブラヒム・クバイシ司令官）を殺害した（24日）。ヒズボラは、6月25日、イスラエル・テルアビブに弾道ミサイルで反撃を加えた。

更に、9月28日、イスラエル軍は、レバノン・ベイルートのヒズボラ本部を空爆し、ヒズボラの最高指導者ハッサン・ナスララ師を殺害した。

イスラエルのベンヤミン・ネタニヤフ首相は、9月27日の国際連合総会での一般演説で、ヒズボラへの攻撃は「自衛のため<sup>⑧</sup>」と正当化した。

6. 「ウクライナ侵略戦争」と「ハマス・イスラエル・ガザ戦争」の分析から、私達は、武力行使で「平和」は作れないことを学び、且つ、地球上から戦争をなくし、武力行使なしで「平和」を作る方法を見つけることができた。

それは、「対話」（話し合い）による紛争の解決の実行であり、そのために、「対話」で「平和」を作り・持続することをすべての国の国家と非国家主体に求める「自衛戦争を違法とする国際法」の制定である。

## Ⅱ. 21世紀の「永久平和論」

1. 地球上から戦争をなくすための人類の取組は、20世紀に、二つの大戦の惨禍を反省して、「侵略戦争を違法とする国際法」を出現させた（その標識は、1945年6月26日調印・1945年10月24日発効の「国際連合憲章」である）。

2. 21世紀の人類の戦争をなくす理想の実現には、「対話的紛争解決」の国際的・国内的ルール化が確立されなければならない。

3. 「対話」の原理とは、対話者の「平等」が絶対的基本であり、それを土台として、対話者双方が、尊重し合い・学び合い・変わり合おうとすることである。相手を説得しようとすることや相手に対する指示及び命令は、「対話」ではなく、「暴力」である。

4. 「対話的紛争解決」が確立するためには、「自衛戦争を違法とする国際法」の制定が必要となる。

自衛戦争が違法とならなければ、「対話的紛争解決」は、「武力的紛争解決」の補助手段でしかないからである。「武力的紛争解決」は、21世紀においては、紛争拡張の原因を作り出している。

5. なぜ、「自衛戦争を違法とする国際法」が必要であるかと言えば、自衛戦争こそ、あらゆる戦争（合法的・非合法的な戦争、侵害を排撃するための自衛戦争・侵害を実行するための侵略戦争・侵害を懲らしめるための制裁戦争）とあらゆる目的の（自衛目的・侵略目的・制裁目的の）武力〔兵士と武器〕による威嚇及び武力〔兵士と武器〕の行使を可能にする。また、あらゆる戦力（戦争に用いることを第一義的目的としてつくられる一切の武装組織と物理的・精神的実力のこと）の保有・行使を可能とする“打出の小槌”であるからである。

6. 「自衛戦争を違法とする国際法」の制定に当たって、自衛戦争を違法化し、「対話」で平和を作る道を拓いた世界で初めての憲法である日本国憲法の「第九条」がモデルの1つとなる。

7. 日本国憲法の「第九条」は、否めない解釈に基づけば、「非戦・非武装・対話・永久平和主義」の実践の理念を創造したからである。

## 註

①2022年2月25日付「産経新聞（朝刊）」。②2024年9月27日付「朝日新聞（朝刊）」・「読売新聞（朝刊）」。③2022年2月25日付「読売新聞（朝刊）」。④2022年5月10日付「読売新聞（朝刊）」。⑤2024年1月13日付け「毎日新聞（朝刊）」・「読売新聞（朝刊）」。⑥2024年1月23日付「しんぶん赤旗」。⑦2024年8月20日付「朝日新聞（夕刊）」。⑧2024年9月28日付「日本経済新聞（朝刊）」。